

## 陳 情 書

### 【陳情要旨】

狛江市が実施する災害対策用井戸の有機フッ素化合物（P F A S）に関する水質調査の対象項目に P F H x S（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）を加えてください。

### 【理由】

P F H x S は、有機フッ素化合物（P F A S）の一つで、2022年に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の「付属書A（廃絶）」に指定されています。2024年には日本の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）でも、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質である「第一種特定化学物質」に指定され、製造又は輸入は原則禁止、使用が制限されています。

P F H x S は、先行して毒性が指摘され規制対象となっていた P F O A や P F O S の代用品として使われてきたことから、環境中への一定の広がりが生じていることは否めません。P F H x S は目標値は設定されていないものの、水道水の水質基準の「要検討項目」、水質汚濁に係る環境基準の「要調査項目」に位置付けられ、定期的に検査がおこなわれて検査結果が公表されています。

東京都の補助事業（24年度の名称は「区市町村と連携した P F O S 等地下水調査促進事業」）においては、P F O A、P F O S、P F H x S の調査費用が補助対象（3分の2）となっており、調布市や府中市など近隣自治体では P F O A、P F O S、P F H x S の3項目の P F A S 調査が行われています。費用面においても、今回狛江市が実施する14か所の災害対策用井戸の調査に P F H x S の項目を追加した場合の狛江市の追加費用見込みは30万円程度と、多大なものでないことも議会のなかで明らかにされています。

市民の不安に応え、汚染物質の広がりを検証する取り組みは意義あるものであり、狛江市が実施する災害対策用井戸の水質検査項目に P F H x S も加えていただくよう要望します。